

社会・環境監査の現状と課題

青 柳 清

1. はじめに

企業の社会的責任論（Corporate Social Responsibility）が1970年代に提唱され、以来、理念論的展開から脱却し実務的にも理論的にも明確に一つの市民権を獲得するに至って既に久しい（Anderson, Jr. J. W. 1989）。企業の社会的責任論に呼応して、会計学・監査論でも企業行動の経済的側面と同時に社会的側面に関する情報開示を行うに当たって、従来の財務会計の概念フレームワークに組み入れることが可能かどうかとか、その測定対象や測定方法の確立の問題および企業の社会的側面に関する監査サービスの提供可能性について議論がなされて来ている。例えば、R. エステス（Ralph Estes）は1960年代から1970年代中期にかけて西ドイツ、フランス、イギリス、アメリカなど主要各国で提起され、また実践されてきた先行研究成果を踏まえて、社会は企業の反社会的な行動を阻止する手段として、また教会・財団・保険会社・投資ファンド等の大規模な諸々の制度的投資家は投資の可否の決定手段として、社会的報告の必要性を強調し、かつ、独創的で包括的な社会会計報告システムを展開している（Estes, R. W., 1976）。その後約30余年を経た昨今、現実には、大気汚染・水質汚濁等環境汚染の問題、特に喫緊に対処を要する温室効果ガスの問題、企業の製品偽装問題、不正等重要な虚偽表示の問題、企業・官僚等の贈収賄・詐欺的行為・責任回避問題等さまざまな問題が浮上してきており、近年ますます社会的監視手段としての企業の社会・環境報告およびそれらの報告に対する社会的保証手段の必要性

が高まって来ているのが実情である。

上掲の諸問題の中でも、地球規模での環境悪化による地球自体の存続が危ぶまれて来ている今日、企業の環境に対する配慮特に地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）の削減への取り組みの実態を開示する環境報告方法の制度化（社会監査の制度化も含む）は喫緊の課題である。

2007年12月8日“アサヒドットコム”によれば、インドネシア・バリ島で開催された国連気候変動枠組み条約第13回締約国会議（COP13）恒例の関連行事の一つである温室効果ガス排出量削減パフォーマンス・ランキングによれば、スウェーデンが2年連続で第1位、2位ドイツ、3位アイスランドと欧州諸国が続き、アジア域内ではインドが第5位、中国が2006年54位から2007年は40位に大きく浮上、日本は2006年26位から2007年は42位に急落している。2008年1月4日の報道によれば、排出大国である中国とインドは共闘戦線を張り、COP13で提示された新たな枠組み策定へのロードマップ最終案の変更を求める等、国際的に意見の一致をみるのは容易ではないが（朝日新聞、2008.1.4）、ともあれ、2008年を“環境元年”と位置付けて国際社会がその方向に向かう意志だけは確認されたことは一つの成果であろう。一方、日本は省エネ対策は高水準を維持しているものの、政府の環境政策は極めて消極的であり、それは2007年12月10日に開催された鴨下環境相と御手洗経団連会長との意見交換から推しても明らかである。政府の環境政策とリーダーシップの欠如が如実に現れている。経済同友会は環境税の導入の必要性を強調する中で、経団

連・御手洗会長の考えは、排出量取引制度や環境税の導入に依存せず、民間の自主的な取り組みを重要視すべきとの意見を呈している。そのような国際社会・国内共に意見の錯綜している状況の中であって、我が国産業界はどのように環境問題に対処しているのか、その実態を洞察することとする。

2. 事例1——株式会社クラレ (株)クラレ, 2008)

2.1 株式会社クラレの環境報告の実態

2.1.1 株式会社クラレの概要

当社は1926年化学繊維レーヨンの工業化を目的として設立された。設立以来、独創的な技術革新による製品開発を行っており、現在では、ポリビニールアルコール樹脂、液晶ディスプレイ用偏光フィルム材料、マイクロファイバー人工皮革、ガスバリア性EVOH樹脂、高耐熱性ポリアミド樹脂など世界シェア第1位を誇る製品群を有する会社である。当社は事業活動の中で多くの化学物質、エネルギーおよび水資源を使用する関係上結果的に環境に対して種々の影響を与えることから、事業活動に伴う環境負荷の低減に自主的・積極的に取り組んで行くとの環境管理理念を明確にしている。

2.1.2 企業活動基準と地球環境行動指針

当社は、社会との幅広い係わりの中で、すべての企業活動が地球環境・市民社会と調和したものであるための行動の在り方を示したものとしての企業活動指針を次のように定めている。

- ①安全に配慮した商品・サービスを開発・提供する。
- ②自由、公正、透明な取引を實踐する。
- ③社会との対話を図り、健全な関係を保つ。
- ④地球環境の保全と改善、安全と健康の確保に努める。
- ⑤営業秘密を含む知的財産を尊重し、情報を適切に管理する。

さらに又、地球環境、地域社会と調和した事業活動を通じて、次世代への責任を果たしていくために、次のような基本方針を策定し、これらの基本方針を實踐するために、以下のような活動を行うこととしている。

行動原則

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| ①環境と安全を最優先課題として事業活動を行う | (1) 環境への有害化学物質の排出量の継続的削減 |
| ②永続性のある地球環境改善活動を行う | (2) 気候変動防止のため、温室効果ガスの排出削減 |
| ③地球環境改善に貢献する技術、商品の開発を行う | (3) 省資源、再利用リサイクルの推進 |
| | (4) 環境改善技術および環境負荷の少ない商品の開発と提供 |
| | (5) 環境に優しい商品の使用 |
| | (6) 環境情報の公表と社会との対話 |
| | (7) 環境に対する意識向上と環境管理レベルの向上 |
| | (8) ステークホルダーとの連携 |

当社は、レスポンシブル・ケア (RC) 活動の推進を基本方針としている。(RC活動とは、化学物質を取り扱う企業として、化学物質の開発から製造、使用、廃棄までのあらゆる過程で、自主的に責任をもって環境、安全、健康を確保し、その内容を公表していく活動をいう。) 当社は、化学メーカーとして特に注意を払わなければならない環境、安全、健康面などの活動については、RC活動を柱として、企業の社会責任 (CSR) 活動に組み込んで取り組んで行くとの行動指針を明

文化している。

2.1.3 環境課題への中期的な取り組み

当社は、環境課題について、具体的な数値目標を掲げた中期計画を策定し、環境保全に努めている。逐次、法制動向や進捗状況に応じて見直しを行っている。

表1は、当社が自主的に設定した“主要な削減目標値”を示している。その目標値の達成に向けて2007年度に活動した結果を一覧に纏めたのが表2である。

2.1.4 環境会計データの表示

表3に示されているように、当社の環境会計は、環境保全コストと環境保全ベネフィットの二つの評価軸から構成されており、前者は貨幣単位で、また後者は物量単位で情報提供がなされている。環境コストと環境ベネフィットとの相関関係または因果関係は概略明らかになるが、しかし、それぞれの数値の表明の適切性の度合いは把握困難である。

2.2 社会的報告の実態

2.2.1 自主的な社会活動領域

当社は、企業の存立を支える土台となる安全・コンプライアンス・リスクマネジメントを“優先強化テーマ”と位置付け、さらに、環境・社会分野での自主活動を“長期継続テーマ”として広い

視野に立って持続可能型社会の実現を目指しており、そのために企業の社会責任（CSR）の遂行体制を下記の表のように固めている。

当社はまた、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図るべく経営統治システムの整備を進めるとともに、内部統制の整備・運用を経営の重要課題と位置付け、「内部統制の整備の基本方針」に基づき体制の整備に努めている。

2.2.2 顧客・取引先との関係推進のための諸方策

製品安全の確保のためにISO9001等を取得し、また、“製品安全基本方針”、“製品安全行動指針”を設定し、品質・PLチームなど推進体制を確立し、品質保証活動を行っている。

対取引先については、“国際グローバル・コンパクト”の10原則に基づき3分野（人権の重視、コンプライアンスの遵守、グリーン調達の推進）11項目のCSR調達方針を策定し、取引先へのCSRに対する意識の高揚に努めている。

2.2.3 株主・投資家・社会との係わりあい対策

社会に対する説明責任を果たすために情報開示方針を策定し、事業情報、生活情報、財務情報、製品情報など各種の情報を発信するとともに、地域との触れ合い強化を目的として公開講演会、聾学校生徒作品展示会、スポーツ大会、少年少女化学教室など開催し、化学薬品を原材料としている



ことから緊急時における可燃性ガス漏洩リスクの低減のためのプラント緊急停止システムを設置しまた公開防災訓練を実施している。

2.2.4 社会貢献活動の実施

社員による各種のボランティア活動、共同生活介護施設や老人介護施設の運営、当社と係わり合いのある病院への支援、障害者雇用の取り組み、社内募金による地域福祉支援などを行っている。

2.2.5 対従業員対策

対従業員については、育児介護支援、柔軟な勤務制度、公平・公正な採用、公平・公正・透明な人事諸制度、各種人材育成制度、特許報奨制度、社員の社会貢献活動支援制度、内部通報制度などを採用しており、また、従業員生活相談窓口・セクシュアル・ハラスメント窓口の開設、メンタルヘルス体制の整備、定期健康診断の実施など各種の施策を実行している。

2.3 (株)クラレの社会・環境報告書のチェック ——社会・環境監査の状況

表4に示されているように、当社の“第三者評価”は具体的に外部の独立した専門職業人による評価を意味するのか、または、会社内部の従業員——例えば、内部監査人、監査委員会または監査役——による評価を意味しているのか不明である。さらに又、日本経済新聞社による“環境経営度調査”と明記され、具体的に前回と今回とのスコア(得点)が記載され、容易に比較による状況把握が可能ないように示されているが、しかしながら、スコアが算出されるための環境関連評価ガイドラインないしスコア算出基準が明示されていない点に公明性にかけるきらいがある。

当社は、モーニングスター(株)の社会的責任投資指数(SRI)国内優良150社の中の1社に、また、当社はダボス会議で2007年世界で最も持続可能な企業100社の中の1社に、さらには、当社はFTSE4 Good Japan Indexの指定銘柄の指定を受

けているが、これら3件の事項と国内ランキング297位との関係が不明瞭である。したがって、上記の“環境経営度調査”はあくまでもエコ・チェックであって、後述する社会・環境監査と呼ぶことはできない。

3. 事例2——中国電力株式会社 (中国電力株, 2008)

3.1 中国電力株の環境報告の概況

3.1.1 当社の環境管理保全活動の概要

当社は、環境総合政策を着実に実施するために、環境管理目標、環境基本方針、環境行動方針を設定し、それらに基づき具体的に環境行動計画を策定し、環境管理保全活動に取り組んでいる。その環境管理ビジョンは環境管理重視思考を採る他の企業と大きく変わる特徴点を有するものではないが、しかし、電力エネルギー供給事業者の特徴として、地球環境問題、地域環境問題および循環型社会の形成なる課題に果敢に取り組んでいる点が特徴点として挙げられる。電気事業は日本で発生するCO₂排出量の約3割を排出する産業であり、その意味で、地球温暖化問題への対応は非常に重要な喫緊の課題である。したがって、当社は、特に非化石エネルギー等の利用の拡大、電力供給設備の効率の向上なる電気の供給面からの取り組みを進めるとともに、炭素基金への参加、温室効果ガス削減プロジェクトの推進など国際的な取り組みに努めている。さらに、当社はゼロミッションの達成を目指して、廃棄物の発生削減、再利用、再生利用対策を推進している。当社は、それら一連の活動状況を“環境会計”(表5)として報告している。

3.1.2 環境会計報告

当社の“環境会計”報告は、環境保全コストと経済効果とを対置させるやり方で表示されており、かつ、両者とも貨幣額で記載されている。当該環境会計は環境保全に対する環境保全ベネ

フィットを示したのではなく、環境保全投資とは関係なく企業の環境管理の結果としての企業にとっての経済的利益であり、環境管理努力に対する社会的便益を表示しているものではない。したがって、企業の環境保全努力に対する環境負荷の軽減を含む社会貢献状況の計数表示ではないので、かかる表示方式の“環境会計”報告からは環境保全投資額が適正額であるかどうかを判定することは不可能である。

3.1.3 中国電力株の社会・環境監査——第三者レビュー

当社は、レビュー主体の選任にあたって、“アドバイザー制度”および“エネルギーインターネットモニター制度”を導入している。前者の制度は、地域の企業・自治体・各種団体などでオピニオンリーダーとして活躍している方々370名にアドバイザーを委嘱し、アドバイザー会議でレビューアとして批判・評論してもらう制度である。また、後者の制度は、当社のサービス区域に居住する20歳以上の方を対象にエネルギーインターネットモニターを250名公募し、当社の事業活動について意見を言ってもらう制度である。

しかし、レビューアは必ずしも社会・環境報告に関する専門知識を有する人達ばかりではなく、また、環境基本方針や環境行動指針の実行に関する各部門の活動の実態を把握できる立場にいるわけでもなく、さらに当社の環境施策をより高いレベルへと誘導して行くほどのレビュー知識と技術を有しているとは思えない。したがって、レビューの依頼は、いわば地域との良好なコミュニケーションの推進の手段以上の意義はないように思われる。

当社の社会・環境報告書（CSR報告書）から、当社は、ステークホルダーの深化し拡大しつつある多様な情報ニーズに応えることの重要性を十分に認識していることが読み取れる。それは、社会・環境報告書（CSR報告書）に対する“独立した第三者による保証報告書”を添付しているこ

とから十分に窺われる。表6がその事例である。

表6は、当社がCSR報告書の作成基準「環境報告書ガイドライン」に則って作成したCSR報告書について新日本監査法人の子会社である独立の民間保証組織が「財務諸表以外の保証業務等に関する実務指針」および「環境情報審査実務指針」に準拠して審査（監査）した結果を表明した報告書である。当該保証業務が外部環境監査として実施されている意義は大きい。

4. 社会・環境監査の限界

4.1 外部監査としての環境監査の限界

ここでは、“社会・環境監査”なる用語を、社会監査と環境監査の統合体として規定する。

上掲の事例から理解されるように、環境情報については「環境報告書審査・登録マーク付与基準」（日本環境情報審査協会、2005年）や「環境報告書ガイドライン2003年度版」（環境省）などをベースにして作成されているので、各企業が報告書に掲載している項目については殆んど相異は見られない。さらにまた、それらの環境報告書に添付されている“独立した第三者による保証報告書”についても、「国際保証業務基準」（ISAE：国際会計士連盟、2003）、「環境報告書審査基準案」（環境省、2004年）、「環境情報審査実務指針」（日本環境情報審査協会、2006年）、「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針案」（日本公認会計士協会、2005年）などに従って審査した結果についての意見書であるので、その記載様式もほぼ一律的でありパターン化している。実務ではこれをもって“環境監査”と称している。

しかしながら、もとより環境監査概念は財務監査の概念的拡大化によって成立を見たものと認識される。グリーン（Greeno）らは環境監査の性質について次のように説明している。

ある点で、環境監査の技法は財務監査で使用されている技法を借用したものである。財

務監査では、監査人の基本的な職務は諸基準を遵守していることを検証し、会計諸手続きがそれら諸基準に見合ったものであることを証明し、企業の財務諸記録の正確性を保証することである。多くの環境監査プログラムは、連邦・州・地方の諸規則を遵守しているかどうかを確認するためとか、方針や手続きが遵守されていることや諸規則が守られていることを確認するためとか、さらには環境に関する諸記録・諸報告内容の妥当性を検証するために、財務監査で定式化された証明技法を取り入れたのである (Greeno J. L., 1985, p. 4)。

しかしながら、財務監査と環境監査の両者には、幾つかの大きな相違点がある。第1点目は、財務監査には権威ある機関から公表された監査の諸基準や実務が存在するが、環境監査にはそのような権威ある諸基準や実務がほとんど確立されていないことである。第2点目は、財務監査にはその対象である財務諸表を創出する会計システムが現存するが、環境監査は監査の対象としての環境情報を創出する一般に認められたシステムを有していないことである。第3点目は、財務諸表は測定尺度として貨幣額が使用され、統一的に作成されるが、環境情報は記述情報レベル、非貨幣計算レベルおよび貨幣計算レベルの3層の情報から構成されることである。第4点目は、財務会計では経営者の受託責任に基づく会計責任として、1組織体の経営行動の結果として明確になったベネフィットとコストとを財務情報として開示すれば目的は達成されるが、環境会計では1組織体の持続可能な社会の構築への貢献コスト(環境管理コスト、地球環境保全コスト、循環型社会構築コスト、研究開発コスト、社会活動コスト等)の測定と環境保全ベネフィットの測定の困難性、また、仮にそれらの測定がなされたとしても、それらの測定値がその組織体にとって適切なし妥当な値であるとの確証が得られるかどうかの問題が残る

(國部克彦, 1999, pp.175-177)。第5点目は、財務監査は財務会計からアウトプットされる貨幣金額数値を監査の対象とするが、環境監査は環境会計によって表示された数値のみでなく、その他の環境データも合わせて監査の対象としなければ信頼に足る保証水準を得ることが不可能である。

このように、両者の監査の間には、相当の相違点が認められる。EUが1993年に制定したEco-Management and Audit Scheme (EMAS)のように、環境監査を環境マネジメント・システム監査として内部目的で活用する場合には、上記の5点の問題は解消するであろうが (Steger, V. 1993, p. 82)、温室効果ガス等による地球環境の破壊と人類の生死に関わる問題は企業の存亡の問題とは次元を異にする最重要課題であるとの認識に立てば、上記5項目を解決し外部環境監査として制度化することは避けて通れない課題である。

4.2 外部監査としての社会監査の限界

D. H. ブレイク (David H. Blake) らは、1976年に、「社会監査という用語それ自体、批判を受けている。現在までのところでは、一般に認められた社会会計原則は存在しないし、また、職業専門的に認められた独立監査人も存在しないし、さらに企業の社会的業績を測定するための同意を得た基準が一般に欠如しているといった理由で反対している人がいる。」ことを認めた上で、社会監査を「社会—特定の社会集団—および公共の福祉に及ぼす一組織の活動を認識し、分析し、もし可能ならば測定し、評価し、そして監視する体系的な試み」と定義し (Blake D. H., 1976, pp. 6-7)。社会監査成立の必要条件として、①社会監査は、例えば、社会的業績に関する政府の基準、組織が重要と認識した目標あるいは基準、または、或る集団が提示した社会的業績に関連する基準といった或る種の特定の基準に従わなければならない、②社会監査は、社会的に関心が寄せられている企業活動、プログラムの設定あるいは企業の政策にインパクトを与えるという意図ないし目的をもって

実施されなければならない、③社会監査は、資格と知識をもった職業専門家によって実施されなければならない、といった3つの条件を提示している (Blake D. H., 1976, pp. 11-12).

EUはEMAS(1993年)において既に環境監査に公認環境認証人(accredited environmental verifier)制度を導入しているが、我が国においても上記の中国電力の事例に見られるようにCSR報告書に「独立した第三者による」保証報告書が添付されているので、③については遠からず制度化されると期待される。

問題は、企業の“社会面の取り組み”の基準化についてである。いかなる産業群に属する企業であろうとも、企業の社会面において認識されるステークホルダーとしては顧客・取引先・株主・従業員・地域社会・社会全般等があげられる。これらの各ステークホルダーが企業に対して何を求めているかは企業全体に共通する事項はあるとしても、その仔細は若干ながら企業の経営に対する基本思考や事業の特性等によって異なってくる。例えば、安全やコンプライアンス等の企業責務事項はすべてのステークホルダーに共通する事項であるが、社員のボランティア活動への支援とか社会貢献活動などの企業の特徴を生かした自主的な活動領域については各企業の経営基本理念や経営利益観などにより影響される。

1990年以降、企業の社会的貢献活動や社員のボランティア活動が一躍注目されるに至って以来、その意図がどこにあり、企業も社会とのパートナーシップを深める努力を重ねて来ていることは事実である(経団連)。しかしながら、企業が各ステークホルダーの理解を得るためにどれ程の支出をすれば満足してもらえるのか、つまり、個別企業の社会的コストと社会的ベネフィットの相関関係を基準化することは困難な作業である。

したがって、各企業の社会的係わり合いの妥当ないし適正性については、当該企業が設定した社会的目標ないし基準およびその設定根拠、ならびに各ステークホルダーへの社会的支出とアン

ケート方式による各ステークホルダーの満足度調査結果とを総合的に比較考慮することにより判断し評定するしかない。しかしその結果は、基準の恣意的性質や評定者の倫理・道徳観も手伝って、かなり恣意的なものとなる可能性がある。

これまでに社会監査として提唱されてきた主要なタイプには、①C. アプトの社会的貸借対照表と社会的損益計算書、②経済的優先順位協議会(CEP)と企業責任に関する相互信頼センター(ICCR)による社会的業績監査、③E. プレストン/J. E. ポストおよびファースト・ナショナルバンク・オブ・ミネアポリスによる巨視的・微視的社会指標監査、④A. D. ショッカー/S. P. セティによる企業利害関係者集団態度調査、⑤環境保護庁(EPA)／雇用機会均等委員会(EOC)／労働安全保険局による政府管掌型監査 ⑥社会監査研究グループ(SARG)／バンク・オブ・アメリカ(BOA)による社会過程／プログラム監査、等がある(Blake D. H., 1976, pp. 15-29)。しかし、いずれのタイプの社会監査においても、その対象である社会的報告書に組み込まれる社会的事項の選択方法やその測定方法ならびに開示方法等について難点が認められる。

重要なことは、資本主義経済社会において現実的には企業の社会に対する取り組みの内容は企業の自主的な選択に委ねなければならないことである。そして、現時点では、社会的な企業理念・経営目標にもとづいて企業が選択した社会的事項のプログラムを企業が実際にどの程度達成したかを総括的に評価するタイプの“社会過程／プログラム管理監査”の方式に甘んじなければならないであろう。

しかし、社会監査の理想像としては、会計主体論としての企業体理論に立脚して作成された社会的財務諸表の監査として発展させることであろう。企業会計の主体を社会的制度としての企業体におき、企業会計の対象を経営活動であるか否かを問わず統合的に会計の中に取り込んで行くという企業体理論こそ社会監査の原点に据えられるべ

きとする考え方である(阪本安一, 1969, pp. 45-70). 企業体理論においては, 社会的資産と社会的持分の概念が成立する. C. アプト(C. C. Apt)は, 私的企業における“社会的持分(Public Equity)”を観念し, 社会的持分として表現された当期の社会的正味資産を表示している(Apt C. C., 1977, pp. 45-50). 規範的にはこの社会的持分こそ社会的利害関係者に配分・投下されるべき部分である. しかし, 社会的持分の数量化は抽象論としては成り立つであろうが, 具体的な計算は正確性に欠けるものとなろう. そうであれば, 貨幣単位による測定から離れて, 社会的活動を指標により表示するか(向山敦夫, 2004, pp. 38-39), 物量的表示ないし記述的表示を行うことによって社会的活動の目標値と実績値とを表示する情報を評定するタイプの監査(一種の社会過程/プログラム監査)に帰趨するしかない.

5. 社会・環境監査の課題

現代企業の社会的責任が提起されて既に久しい. K. W. カップ(K. W. Kapp)が指摘するように, 社会的コストと社会的ベネフィットは1970年代以前の経済理論の範囲をこえる現象であり, したがって, この問題は営利企業の体制における能率的であると信じている人々によって久しく無視されてきたのである(Kapp, K. W., 1975, p. 86). しかしながら, 大企業の市場権力の乱用に対する社会的批判とその抑制手段として出現してきて以来, 工業化の進展による自然環境や生活環境の破壊, 企業の官僚的組織の展開に伴う労働に対する従属の強化, 経済・景気動向の変動による失業など, 時代の変化とともに企業の社会的責任の範囲は拡大して来ている. 今や企業は国際的・世界的規模の社会問題への対応の責任を課せられつつある(櫻井克彦, 1993, pp. 82-92). 近年においては, 拡大しつつある一連の社会的責任の不履行は確実に企業の維持存続を停止させる要因ともなっている. 企業は自らの持続的発展を確実なものにしたいとの意向から, 社会が課す一連

の要請を受け入れざるを得ない状況に至っている. ここに, 社会・環境監査が要請される所以がある. したがって, 当該社会・環境監査は内部監査としてよりも外部監査として展開されて行かなければならない.

しかしながら, 上述したように, 拡大化しつつある企業の社会的責任事項は企業本来の経営活動/営利活動外の事項であることから, それらの事項の確定およびそれらの計数的把握が困難である. したがって, 社会・環境監査の対象である企業社会責任(CSR)報告書の作成は一様的には行うことが不可能な状況にある.

とは言え, 社会的責任報告書の作成方法については徐々に開発されつつあることも事実である. 例えば, GRI(Global Reporting Initiative)が提示している“持続可能性報告ガイドライン・2002”や, 情報の自発的開示を求めているイギリス保険業協会(ABI)が設立した情報開示ガイドラインがその一例である(古庄修, 2004, pp. 26-34).

しかしながら, かようなガイドラインが提示されているとしても, CSR報告書の内容がそれらに則って適正に作成されているという保証はない. そのため財務情報と同様にCSR報告書を投資者の重要な意思決定情報として有効に機能させるためには, 或るレベルの第三者保証(認証)が付与されなければならない. AICPAが提示する第三者保証サービスは, 意思決定者のための情報の質またはその状況を増進させる独立した職業専門的なサービスであり(AICPA, 1977), その保証のレベルは, 例えば, 調整レベルから特定目的のために当該情報が有用性を有するか否かについて明確な保証を提供するレベルに至るまで極めて弾力的である(Boynton, W. C., 2001, pp. 945-947). したがって, 第三者の保証行為が実施された社会・環境報告書は, 経営者の経営管理目的のためと同時に外部利害関係者の企業評価目的(パフォーマンス統制目的)にとっても有用性を発揮することが期待されるのである.

近年見られるCSRレポートに記載される環境

報告部分については、環境監査の輪郭を提示している前述のBSI (British Standard Institution) のEMSと企業の環境パフォーマンスを含む、EMS-BS7750を詳述した英国基準 (British Standard) やEMASは、環境監査の実施方法についてのガイドラインを規定している。また、GRI「Sustainability Reporting Guideline」、環境省「環境報告書ガイドライン」、環境省「環境会計ガイドライン」等が現存している。このような各種のガイドラインが設定されるに至った背景には、地球全体の観点から環境問題を解決して行くには、私的企業や社会組織に監査の強制が必要であり、そのためには国際的に統一化された環境監査行為規則又は環境監査基準が要請される場所である (Cosserat G. W., 2000, pp. 622-624)。

それとは対照的に、現在、企業が開示している社会報告書のほとんどは非計数 (記述) 形式による説明と写真・図表・グラフによる解説に終始している。したがってそこに説明されている活動内容の妥当性や正確性などの判断は、企業の基本理念や社会的行動指針と、表示された社会的報告との対応による推測に頼るしかない。したがって、CSR報告書の中の社会的報告部分については、第三者保証がなされたとしても、その信頼度は環境監査のそれに比して極めて低いものと判断せざるを得ない。

例えば、表7の「デンソー CSR レポート 2007 に対する第三者意見」(株)デンソー、2007、p. 68)に見られるように、ワーク・ライフ・バランスの改善を支援するために、休職・短時間勤務制度を拡充するとともに託児所の開設を準備している点を高く評価しながら、一方では、一層努力を求める点として、労働災害事故の増加に対する人権や労働条件や衛生環境の取り組みの遅れを指摘しているが、これらの対従業員対策の現状についての第三者意見をどのように受け止めたらよいのか、つまり、当該企業の対従業員に関する社会的行動の適正性ないし妥当性の如何についての社会監査意見の客観性が問題となる。したがって、社

会監査意見と環境監査意見の総合的な表示であるCSRに対する第三者意見の情報能力は極めて不安定となり、場合によっては外部監査としてCSR報告書監査は社会的に認知されないことも予測される。

したがって、CSR報告書監査すなわち社会・環境監査が広範な社会的コンセンサスを獲得して外部監査として確立されるまでは、社会的責任投資 (Social Responsibility Investment: SRI) (谷本寛治、2003)の観点を重視し、その発展の原動力となるコーポレート・ガバナンスの強化とともに内部統制機能の向上を図って行くことが喫緊の課題となる。けだし、前者は、企業が社会に受け入れられ、結果的に投資者に投資意欲を与えることが出来るような良好な経営行動を経営者から引き出す機能を発揮するものであり (Monks, R. A., 1995, pp. 138-139)、また、後者には、経営者の哲学・経営価値観・行動様式といった要因から成る統制環境のもとに設定される統制目的の実現のための統制活動に関する監視活動が付帯するからである (COSO, 1994, pp. 23-24)。

6. おわりに

我が国において、現段階の社会・環境報告書の発展および特に環境報告書に対する外部監査の実態は、1995年頃のそれと比べて格段に発展したことが確認できる (トーマツ、1995)。しかし、企業の社会的活動面については非計数 (記述) 的情報や図表形式の情報のみによって開示されている関係上、当該社会的活動の妥当性および適正性の客観的評価が不可能な状況にある。したがって、現段階では、社会・環境報告書に対して独立した第三者による保証を行っても、外部利害関係者の意思決定の観点から見た場合その意義は必ずしも大きいとは断言できない。

企業モデルについては多くの論者が異なるモデルを提示しているが、少なくとも現代における社会環境適応的企業モデルとしての社会的企業モデルにおいては、企業はその行動がステークホル

ダーの意向にかなう限りにおいて存在可能であると観念される。したがって、企業は、物理的環境、従業員、消費者、地域社会その他影響を受ける利害関係者に及ぼす毎日の事業活動のインパクトを自主的に報告する姿勢を採ることとなる。ここでは、社会・環境報告書は改善された民主主義の精神のもとでの会計責任を解除してもらうために開示される (US Dept. of Commerce, 1979, p. 3)。かくして、CSR 報告書の開示に伴う保証制度の確立が要請されて来たところである。

しかしながら、それらの外部性の社会的コストとそれにより発生する社会的ベネフィットの相関関係を十分に認識・測定する原則・基準・指針が策定されていない現状にあっては、その策定がなされるまでは、その補足的な方法として、コーポレート・ガバナンスの強化とインターナル・コントロールの充実を図っていくことを提案するものである。

(日本大学経済学部教授)

表1. (株)クラレの環境課題への中期的な取り組み

方針	<p>クラレグループでは環境課題について、具体的な数値目標を掲げた中期的な計画を定めて、環境保全を推進しています。また、進捗状況や法規制動向に応じて見直しを行なっています。</p>
<p>VOC 揮発性有機化合物(Volatile Organic Compound)は、大気中に排出されたり飛散した時に気体状となる有機化合物のことです(ただし、政令で別途定められた浮遊粒子状物質とオキシダントの生成原因とならない物質は除きます)。2006年度より大気汚染防止法による規制が施行されました。</p>	<p>主な数値目標(前中期計画(G-21)中の環境課題との比較)</p> <p>① 温室効果ガスの排出量を2010年度に10%削減(1990年度対比) これまで、特に排出の多い二酸化炭素について原単位での削減に注力してきましたが、2007年度より対象を温室効果ガス(P.39参照)全体とするとともに、削減目標を原単位から排出総量に変更します。</p> <p>② PRTR制度(P.41参照)対象物質の排出量を2007年度に90%削減(1999年度対比)</p> <p>③ VOC排出量を2010年度に80%削減(2004年度対比) 参考:2000年度対比では85%削減 国の削減目標は、法規制と自主活動の組み合わせにより、2010年度に30%削減(2000年度対比)とされていますが、国内クラレグループでは、目標を80%削減として活動しています。</p>

出所) (株)クラレ, CSR レポート 2007, p. 38.

表2. (株)クラレの環境課題に関する活動状況

活動状況	<p>① ボイラーの燃料転換の促進 (岡山事業所、P.39参照)</p> <p>② 樹脂製造工程で発生するメタノールの回収設備の導入(新潟事業所、岡山事業所)</p>	<p>③ 活性炭製造工程で発生する微粉炭の有効利用の促進 (クラレケミカル(株))</p> <p>④ 製造工程で使用していた溶剤を水に変更 (クラレプラスチック(株))</p>
-------------	---	--

項目		単位	基準年度・ベンチマーク		2006年度実績	中期的目標		
			1990年度	136(100%)		年度	目標	
温室効果ガス	二酸化炭素換算排出量	クラレ	万トン	1990年度	136(100%)	131(96%)	2010年度 10%削減 123(90%)	
廃棄物	廃棄物有効利用率	クラレ	%	1999年度	63	90	2006年度 30ポイント向上 90	
		国内関係会社			16	87		
		合計			60	90		
大気	日化協PRTR対象物質の排出量(移動量は除く)	クラレ	トン	1999年度	3,545(100%)	1,672(47%)	90%削減 354(10%)	
					内PRTR法対象物質	1,361	535	136
		国内関係会社			対象物質計	889(100%)	253(28%)	90%削減 89(10%)
					内PRTR法対象物質	475	4	48(目標達成)
		合計			対象物質計	4,434(100%)	1,925(43%)	90%削減 443(10%)
					内PRTR法対象物質	1,836	539	184
	VOC排出量	クラレグループ	トン	2004年度	2,283(100%)	1,459(64%)	2010年度 80%削減 457(20%)	

課題	<p>廃棄物の有効利用率の改善では、当初の目標である有効利用率80%を2005年度に達成し、2006年度は新たに90%(1999年度対比30ポイントの向上)を目標として、国内関係会社での有効活用などを積極的に進め、最終的に目標を達成しました。今後も、廃棄物の燃料化に加え、廃棄物発生量の抑制を進めていきます(P.40参照)。</p> <p>PRTR制度対象物質の排出削減量では、2005年度の45%削減に対し、2006年度には12ポイント改善されましたが、目標には至りませんでした。今後も、90%削減の目標を継続して掲げ、さらに削減方法の検討などを継続していきます(P.41参照)。</p>
-----------	---

出所) (株)クラレ, CSR レポート 2007, p. 38.

表3. 株クラレの環境データ

● 環境会計

環境保全コスト(百万円)				
分類	投資額	費用額	主な内容	
事業エリア内コスト	公害防止コスト	754	2,635	環境設備の運転費用、化学物質の排出防止対策
	地球環境保全コスト	510	783	ボイラー燃料転換(重油→天然ガス) その他省エネルギー対策
	資源環境コスト	173	269	廃棄物の減量化、リサイクル処理
	計	1,437	3,687	
上・下流コスト	—	177	梱包材料の回収・再使用、容器包装の改良	
管理活動コスト	—	106	ISO 14001、環境測定、環境教育	
研究開発コスト	—	205	環境設備の運転費用 化学物質の排出防止対策	
社会活動コスト	—	1	緑化、美化、地域住民への環境情報提供	
環境損傷コスト	—	0		
合計	1,437	4,176		

- 当該期間の投資額の総計302億円(環境会計の対象範囲にあわせて合算)
- 当該期間の研究開発費の総計95億円(同上)

環境保全効果					
区分	単位	2005年度	2006年度	差	
公害防止効果	SOx排出量	千トン	0.50	0.61	0.11
	NOx排出量	千トン	1.83	1.67	▲0.16
	ばいじん排出量	トン	38	47	9
	PRTR法対象物質排出量	トン	2,064	1,672	▲392
	COD負荷量	トン	741	743	2
地球環境保全活動	二酸化炭素排出量	千トン-CO ₂	1,336	1,289	▲47
	エネルギー使用量	千kℓ(原油換算)	451	457	6
資源循環活動	廃棄物未利用外部処分量	千トン	3.6	0.6	▲3.0
	廃棄物有効利用率	%	87	90	3
	水資源使用量	百万m ³	84.6	84.7	0.1
	総排水量	百万m ³	77.5	76.8	▲0.7

- 1 環境会計の集計に当たっての前提条件

 - 対象期間…2006年4月1日～2007年3月31日
 - 対象範囲…クラレ
- 2 環境保全コストの算定基準

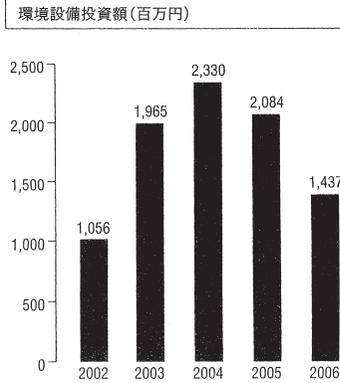
 - 減価償却費…定額法
 - 複合コストの計上基準

原則100%環境保全項目にコストを計上していますが、一部按分集計をしています。
- 3 環境保全効果の算定基準

 - 前年度環境負荷総量との比較により算出しています。

なお、生産量調整は行なわず、前年度との単純比較です。
- 4 環境保全対策にともなう経済効果の算定基準

 - 実質的效果としてリサイクル収入などを把握していますが、環境保全コストをマイナス処理しています。



出所) 株クラレ, CSR リポート 2007, p. 42.

表 4. (株)クラレの第三者評価

クラレグループのCSR関連活動の第三者からの評価を掲載します。この結果を検討し、今後の活動の検証と改善に役立てていきます。

● 日本経済新聞社による第10回「環境経営度調査」(2006年12月4日付 日経産業新聞)

国内ランキング 297位
製造業541社中の順位(昨年199位/558社)

運営体制を除きスコアが低下し、順位を下げる結果になりました。

これは、これまで実施してきた施策では対応しきれない事項が生じている結果の表れであると考えことから、温暖化対策で目標値を設定しなおし、対策の幅を広げるなど、従来とは別の視点からの対応も進めています。

第10回「環境経営度調査」

	前回	今回
運営体制	67	70
長期目標	84	65
汚染対策	87	80
資源循環	70	65
製品対策	43	36
温暖化対策	66	50
オフィス	57	35

● MS-SRI

MS-SRI(モーニングスター社会的責任投資株価指数)は、モーニングスター株式会社が国内上場企業の中から社会的側面で優れた企業と評価する150社を選び、その株価を指数化した社会的責任投資株価指数です。

クラレもその1社に選定されています(2007年5月現在)。



● Global 100

2007 Global 100(2007年世界で最もサステナブルな企業100社)は、世界経済フォーラム(WEF)年次総会(通称:ダボス会議)でコーポレート・ナイツ社(Corporate Knights Inc.)とイノベスト社(Innovest Strategic Value Advisors Inc.)が発表した、世界の企業の中でサステナビリティ(持続可能性)に関して優れた企業100社です。

2007年では日本企業13社の中の1社としてクラレが選ばれました。



● FTSE4Good

FTSE4Goodは、FTSE社(英 Financial Timesとロンドン証券取引所の合併)が設定したSRI(Socially Responsible Investing; 社会的責任投資)のためのベンチマーク指標です。

この指標は、北欧や英国をはじめ、SRIマーケットの成長が顕著なヨーロッパを中心に、広く用いられていることに加え、日本でも注目されている指標の一つです。

クラレは、FTSE4Goodの中で、日本を対象としたFTSE4Good Japan Indexの指定銘柄に採用されています(2007年5月現在)。



FTSE4Good

出所) (株)クラレ, CSR リポート 2007, p. 46.

表5. 中国電力株の環境会計

環境会計

当社では、効率的かつ効果的な環境保全活動を推進するための管理ツールとして活用するとともに、環境問題への取り組みをより一層ご理解いただくことを目的に環境会計の充実に取り組んでいます。

2006年度の集計結果

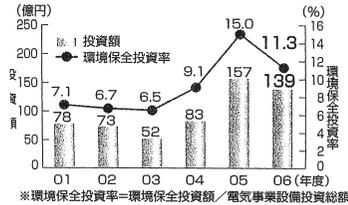
環境保全コスト

2006年度の環境保全のための投資額は139億円、費用額は410億円で、設備投資額・電気事業営業費用額の総額に占める割合はそれぞれ、11.3%、4.5%となりました。

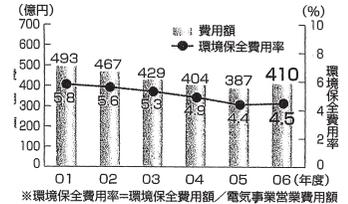
投資額は、水島発電所3号機LNG改良工事の竣工により減少しています。

また、費用額は、減価償却費の増加などにより増加しました。

投資額と環境保全投資率の推移



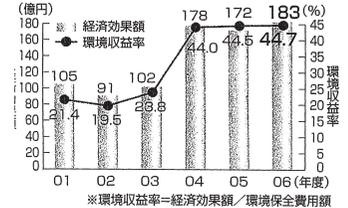
費用額と環境保全費用率の推移



経済効果

石炭灰や脱硫石膏などの売却額、廃棄物の減量化・再資源化などによる処分費用の節減額などを集計し、合計183億円となりました。

経済効果額と環境収益率の推移



環境保全効果

環境保全効果(環境パフォーマンス)の実績については、「中国電力の環境管理目標と実績」に記載しています。(詳細は46ページに記載)

出所) 中国電力株, CSR 報告書 2007, p.51.

環境保全コスト

分類	主な項目	投資額		費用額	
		2005	2006	2005	2006
環境管理コスト	・環境教育,ISO認証取得等の環境教育コスト ・CSR報告書作成,環境月間行事等の情報開示・コミュニケーションコスト ・環境保全組織に係る人件費	0	0	9.8	10.0
地球環境保全コスト	・植林プロジェクト,新エネルギー発電の電力購入等の地球温暖化防止コスト ・オゾン層保護対策コスト	5.3	11.7	19.9	25.5
地域環境保全コスト	・環境アセスメント・モニタリング等の環境影響測定・監視コスト ・大気汚染防止,水質汚濁防止,騒音振動防止等の公害防止コスト ・配電線地中化,構内緑化等の自然保護・景観対策コスト	82.8	64.5	251.3	263.7
循環型社会構築コスト	・ダム堆積土砂・建設残土の有効利用コスト ・石炭灰等の再資源化コスト ・産業廃棄物,一般廃棄物,低レベル放射性廃棄物の処理コスト ・廃棄物発電の電力購入に係るコスト	64.1	60.3	101.7	102.5
研究開発コスト	・廃棄物有効利用,省エネルギーなど環境関係研究開発コスト	5.4	2.7	3.8	8.1
社会活動コスト	・地域への植樹,社外環境教育の支援等の地域共生・支援コスト ・海外研修生の受け入れ,専門家派遣等の海外協力コスト	0	0	0.1	0.1
合計		157.4	139.2	386.6	409.9
<参考>環境保全投資率:電気事業の設備投資総額に占める割合 環境保全費用率:電気事業営業費用額に占める割合		15.0%	11.3%	4.4%	4.5%

(注) 端数処理のため合計が合わない場合があります。

経済効果

分類	項目	経済効果額	
		2005	2006
環境管理	環境管理活動による電気使用量,自動車燃料使用量,用紙使用量等の節減額	0.6	0.6
地球環境保全	火力発電所の熱効率対策による燃料費の節減額	0	0
地域環境保全	環境規制物質の排出抑制による法定負担金の節減額	49.5	66.9
循環型社会構築	石炭灰,脱硫石膏,金属くずなどの売却額	5.8	6.9
	産業廃棄物の減量化・再資源化などによる処分費の節減額	116.1	108.2
合計		172.0	182.6
<参考>環境収益率:環境保全費用額に占める割合		44.5%	44.7%

算出方法《集計範囲》全事業所を対象に環境保全を目的とした取り組みに起因して当社が負担したコスト(投資額と費用額)とその取り組みによる効果を集計(《準拠したガイドライン》「環境会計ガイドライン」(環境省)「環境管理会計手法ワークブック」(経済産業省))

当社における環境経営効率指標の検討

当社では、より少ない環境負荷で経済価値(利益)を生み出す視点から、以下の指標について試算を行っています。

$$\text{環境経営効率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{環境負荷量}}$$

環境負荷量については、当社事業において重要性の高いCO₂排出量と産業廃棄物処分量を対象としています。

環境経営効率性

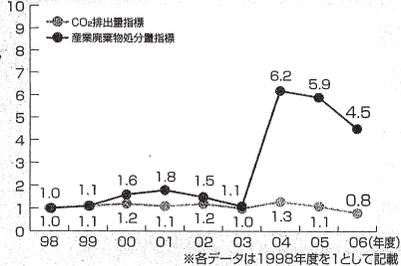


表 6. 中国電力(株)の第三者による保証

当社は、環境に関する情報の信頼性を高めるため、2003年から第三者機関に保証業務を委嘱しており、今年度も「2007エネルギーグループCSR報告書(環境面の取り組み)」の当社の環境パフォーマンス指標に関して、(株)新日本環境品質研究所による第三者保証を受けました。保証業務の実施にあたっては、本社の各関係事業本部・部門に加え、発電所、電力所、営業所などの事業所も往査を受けました。これからも、環境に関する情報の信頼性・透明性のさらなる向上に努めます。



独立した第三者による保証報告書

2007年7月31日

中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆 殿

株式会社新日本環境品質研究所
代表取締役  

1. 保証業務の対象及び目的

当研究所は、中国電力株式会社(以下、「会社」という)の委嘱に基づき、2006年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の会社が作成した「2007エネルギーグループCSR報告書(環境面の取り組み)」(以下、「本報告書」という)に記載されている会社の環境パフォーマンス指標(環境報告書審査・登録制度において定める重要な環境情報^{*1})に関し、CSR報告書の作成基準^{*2}に従って正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されているかどうかについて、独立の立場から結論を表明することを目的として保証業務を実施した。なお、本報告書の作成責任は会社の経営者であり、当研究所の責任は独立の立場から本報告書に対する結論を表明することにある。

*1 環境報告書審査・登録制度において定める重要な環境情報は、「環境報告書審査・登録マーク付与基準」(日本環境情報審査協会平成17年9月)に規定する重要な環境情報を含む。保証業務の対象とした重要な環境情報は、本報告書に含まれる「審査マーク」が付されている部分である。

*2 CSR報告書の作成基準は、「環境報告書ガイドライン2003年度版」(環境省)を基に、詳細情報については会社が定めた測定・算出方法によって補充された基準をいう。

2. 実施した保証業務手続の概要

当研究所は、「財務諸表監査以外の保証業務等に関する実務指針(公開草案)」(日本公認会計士協会平成17年7月)、及び「環境情報審査実務指針」(日本環境情報審査協会平成18年1月)に準拠し、主として質問、閲覧、分析的手続などの限定された手続を実施した。したがって、当研究所の実施した業務は、合理的保証業務と比較してより限定的な保証を与えるものである。

実施した手続の概要は以下のとおりである。

環境パフォーマンス指標について、その収集過程、集計方法を把握・評価し、試査の方法により証拠資料と突合・照合し、再計算した。

3. 結論

保証業務手続を実施した結果、環境パフォーマンス指標(環境報告書審査・登録制度において定める重要な環境情報)について、CSR報告書の作成基準に従っておらず正確に測定、算出されていないと認められる事項、または重要な事項が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

4. 独立性

当研究所は、新日本監査法人の子会社として、公認会計士法、日本公認会計士協会「倫理規則」を遵守しており、会社と当研究所の間には、記載すべき利害関係はない。

以上

出所) 中国電力(株), CSR 報告書 2007, p. 85.

表7. (株)デンソーのCSRレポート2007に対する第三者意見

当意見は、本報告書の記載内容、および同社の環境・調達の担当者へのヒアリングに基づいて執筆しています。

世界最高の水準と評価すべき点

・「デンソーグループ企業行動宣言」に基づいて、環境負荷の削減や人的多様性の向上、取引先への取り組みの働きかけなど、社会性分野を含めた広範な項目のすべてに数値目標を設けたグループ全体のCSR推進計画を立案・実践し、その進捗を管理しながら次の課題を明らかにするPDCA(マネジメント・サイクル)を確立して展開しており、世界的に他社のモデルたりうる水準であると言えます。

高く評価すべき点

- ・CSRの広範な側面を掘り下げて理解するための機会として「デンソーCSRフォーラム」を連続して開催し、社長を含めた管理職層が必ず出席して、全社的なCSRリテラシーの向上を進めていること(P42)。また管理職層の月次のマネジメント目標に「コンプライアンス」と「CO2削減」を'07年度から追加したこと。
- ・電力や圧縮空気などの使用量を(ライン単位・月次ではなく)個々の機器単位・1時間単位で把握する「直課」により、使用量や削減努力の進捗を可視化し、工夫すべき点を115項目にまとめた「省エネスタンダード」を全世界に展開するなど、「パーフェクトエネルギー工場」(PEF)づくりに向けた取り組みを拡充していること(P14-15、P60-61)。
- ・コンプライアンスやリスクマネジメントにおいて、世界各地での取り組みを促すとともに、国内では事業復旧対応訓練を4万人規模で実施し、安否確認システムへの登録も進んでいること(P19-22)。
- ・ワーク・ライフ・バランスの改善を支援するために、休職・短時間勤務制度を拡充するとともに、トヨタグループ4社と共同で託児所の開設を準備するなど、踏み込んだ支援施策を準備していること(P30、P32)。
- ・「仕入先自身がCSRを実践」することを促すために、「仕入先展開ツール」を整備し、展開を始めていること(P35)。
- ・NPOと連携して独自のエコマネー「DECOボン」を開発・運用するなど、社会・地域貢献プログラムへの従業員やその家族の参加を促していること(P37-40)。
- ・ステークホルダーとの対話の機会を継続・拡大し、その指摘や提案を着実に実現しつつあること(P42)。

一層の努力を求めたい点

- ・労働災害事故が増加していることにつき、その原因の分析やリスクの再確認を進めるとともに、原材料採取地から整備工場まで、同社の原料や部品・製品を取り扱うすべての人々が、適切な労働条件や衛生環境の下に働き続けることができるよう、サプライチェーン全体を視野に入れた人権や安全を向上する取り組みを加速すること。特に派遣・請負労働者や途上国における現状を詳しく調査し、支援を強化すること。
- ・ものづくりの技能伝承・伝播と同様に、経営のグローバル化に対応しうる多様な人材の育成について、各部門だけに任せず、コーポレート全体の資源拡充として加速すること。
- ・特に途上国における環境面での国際協力として、温暖化係数の高い物質の回収および廃棄を支援する活動に向けた準備を進めること。

IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表

川北秀人

IIHOE:「地球上のすべての生命にとって、民主的で調和的な発展のために」を目的に1994年に設立されたNPO。主な活動は市民団体・社会事業家のマネジメント支援だが、大手企業のCSR支援も多く手がける。
http://blog.canpan.info/iihoe/
(日本語のみ)

第三者意見をいただいて

本年度も、IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表の川北秀人さんに第三者意見をお願いしました。本年度は、「デンソーグループ企業行動宣言」に基づき、CSR活動の9分野それぞれに課題や目標を設定し(具体的な内容については10ページをご覧ください)、全社をあげて活動を推進してきました。昨年度にご指摘を受けた事項についても、改善や対応に努めた結果(内容については、67ページをご参照ください)、CSR活動への全般的な取り組みについて評価いただくことができました。今後は、CSR活動を社員一人ひとりの行動に根づかせるための取り組みが重要になってくると考えます。地域ごとに抱える問題や課題に沿った企業行動とともに、CSR活動をより一層高めていきたいと思っております。

(株)デンソー 経営企画部 CSR推進室

出所) (株)デンソー, CSR REPORT 2007, p. 68.

参考文献

朝日新聞, 2008年1月4日.

株式会社クラレ CSR 本部 (2008) 『クラレ CSR レポート 2007』.

株式会社デンソー (2007) 『CSR Report 2007 —社会から信頼・共感される企業を目指して』, p. 68.

監査法人トーマツ編 (1995) 『営業報告書における環境情報の開示』 商事法務研究会.

経済団体連合会編 (1992) 『社会貢献白書』 日本工業新聞社.

國部克彦 (1999) 『社会と環境の会計学』 中央経済社, pp. 175-177.

阪本安一 (1969) 『近代会計と企業体理論』 森山書店, pp. 45-70.

櫻井克彦 (1993) 『現代の企業と社会』 千倉書房, pp. 82-92.

谷本寛治編著 (2003) 『SRI 社会的責任投資』 日本経済新聞社.

古庄修 (2004) 「CSR 情報開示と財務報告制度」『企業会計』 第 56 卷, 第 9 号, pp. 26-34.

向山敦夫 (2004) 「CSR の数量化と測定方法」『企業会計』 第 56 卷, 第 9 号, pp. 38-39.

Anderson, Jr. J. W. (1989) *Corporate Social Responsibility*, Greenwood Publishing Group, Inc. (百瀬恵夫監訳, 伊佐淳・森下正共訳 (1994) 『企業の社会的責任』 白桃書房, 第 1 章).

Apt, Clark C. *The Social Audit for Management*, AMACOM, pp. 123-125 and p. 257.

Blake, D. H., W. C. Frederic and M. S. Myers (1976) *Social Auditing*, Praeger Publisher (名東孝二監訳, 青柳清・

廣井孝共訳 (1985) 『現代企業戦略と社会監査』 同文館, pp. 6-7).

Boynton, W. C., R. N. Johnson and W. G. Kell (2001) *Modern Auditing*, John Wiley & Sons, Inc., pp. 945-947.

Cosserat, G. W. (2000) *Modern Auditing*, John Wiley & Sons, Inc., pp. 622-624.

COSO : The Committee of Sponsoring organization of the Treadway Commission (1994) *Internal Control-Integrated Framework*, AICPA, pp. 23-24.

Estes, Ralph W. (1976) *Corporate Social Accounting*, John Wiley & Sons, Inc. (名東孝二監訳, 青柳清訳 (1979) 『企業の社会会計』 中央経済社).

Greeno, J. L., G. S. Hedstrom and M. Diberto (1985) *Environmental Auditing Fundamentals and Techniques*, John Wiley & Sons, Inc., p. 4.

Kapp K. W. (1975) *Environmental Disruption and Social Costs* (柴田徳衛・鈴木正俊共訳 (1977) 『環境破壊と社会的費用』 岩波書店, p. 86).

Monks, R. A. G. and N. Minow (1995) *Corporate Governance*, Blackwell Publishers Inc., p. 133 and pp. 138-139.

Steger, Ulrich (1993) *The Strategic Dimensions of Environmental Management*, Macmillan Press. Ltd., pp. 185-190 (日本規格協会編 『環境管理・監査システム』 日本規格協会, p. 82).

Special Committee on Assurance Service (1997) *Report of the Special Committee on Assurance*, AICPA.

US Department of Commerce (1979) *Corporate Social Reporting in the United States and Western Europe*, Report of the Force on Corporate Social Performance, p. 3.